

時代の眼

年金相談を考える

島 田 とみ子

年金への関心が高まる時代で、年金相談は花盛りである。銀行などの金融機関や市町村をはじめマスコミもコラムを設けているし、社会保険事務所ではいつでも相談に答えてくれる。私が関係しているのはある雑誌での読者サービスとしての相談である。年金について短い800字ほどの記事を書きその下に「質問をおよせください」と編集部が付け加える。すると読者から月平均10通くらいの質問が郵送されてきて、これに返事を書くというものである。どこかの相談機関に行けば、その場で答が聞けるのだから、その方がてつとりばやいと思うのだが、質問はあとをたたない。出かけるのは忙しいから、という人もあるだろうが、相談員と向き合って質問するよりも、気楽に聞けるという理由もあるだろう。面接での相談では話したくない家庭の事情など言わねばならない場合も起これ、それを避けたいという心理もあるかもしれない。

もっとも多い質問は年金額をきいてくるものである。50代のサラリーマンが月収と勤続年数を書いて年金額を知りたいという。これには計算できない理由を書いて、社会保険事務所へいくようにと勧める。年金受給が近い50代後半から60代前半の人の問い合わせが多い。平成6年の改正に関しては在職老齢年金と、年金と雇用保険の併給禁止に関する質問がかなりきた。在老の改正については、新制度の計算法と実例を求めてきた人があり、時間をかけて長い返事を書いたところ、丁重なお礼状がきて恐縮した。お礼のハガキや手紙がくるのは年に5通くらいのものである。

平成10年4月から雇用保険を受給中は厚生年金がもらえないという改正は、この頃に定年を迎える人達にはショックであったようだ。61歳の女性から「平成9年に退職して、その後パートで65歳まで働けば、両方をもらえるのではないか」と聞いてきた。給料はパートになってしまってあまりさがらないという。この人はさらに電話をかけてきて、「よくわかりました。今この問題が、10年ころに定年のくる人の間でいろいろ話題になっているのです」と話していた。

また、平成10年2月に65歳で退職するという男性はすでに共済年金をもらっており、雇用保険は9年かけることになるが、その保険料がむだになるのかと恨めしげな問い合わせをよせってきた。「65

歳退職なら雇用保険から一時金が支給されます」と返事を書いたが、これで安心したのかどうか、何もいってこないので、わからない。

女性からの質問がおよそ7割を占める。異なる年金制度に入ったり、出たりが多く複雑な年金歴をもつ人が少なくない。ある市の臨時職員は厚生年金、共済年金、国民年金に交互に加入を繰り返しており、資格期間はみたしているが、裁定請求の仕方を聞いてきた。便箋2枚余りに、ぎっしりと年金歴がかかっていたのに驚いた。自治体の臨時職員の年金上の扱いは理解しにくい。また女性からは、「私の年金は夫の年金に上乗せしてくるのでしょうか」といった不思議な質問もくる。3号の保険料は夫のそれに含まれているという建前なのだから、こういう考え方を一概に批判はできないとも思う。

健保組合の組合員の家庭に送る雑誌なので、質問書に組合名を書いてもらっている。それを見ると、いわゆる名の知れた企業に働く人からの質問は少ない。給料を見ても、年収1,000万円をこえる人からは聞いてこない。大企業では退職前に労務担当から年金について聞く機会もあり、相談をする必要もないのだろうと考える。

それだけに、質問者の手紙は真剣そのものである。女性の場合は賃金が低く、加入期間も短くて、低い年金を予想させる例が少なくない。それが独身である場合などは、老後の生活相談になることもある。例えば、10万円ほどの年金でアパート代を払うと暮らせないだろう、と定年後の悩みを打ち明けるのである。住宅対策は、この高齢社会でもっとも遅れている課題のひとつではないだろうか。

(しまだ・とみこ 東海大学名誉客員教授)